

# 呼値の単位の段階的な見直しに伴う「業務規程」等の一部改正新旧対照表

## 目 次

(ページ)

### 【フェーズⅠ】

- 業務規程の一部改正新旧対照表 (フェーズⅠ・平成26年1月14日施行) …………… 1

### 【フェーズⅡ】

- 業務規程の一部改正新旧対照表 (フェーズⅡ・平成26年7月22日施行) …………… 3
- 呼値に関する規則の一部改正新旧対照表 (フェーズⅡ・平成26年7月22日施行) …………… 5

業務規程の一部改正新旧対照表(フェーズⅠ・平成26年1月14日施行)<sup>1</sup>

新	旧
<p>(呼値)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 呼値の単位は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株券(投資信託受益証券、外国投資信託受益証券及び外国投資証券を除く。)</p> <p><u>次のa及びbに掲げる株券の区分に従い、当該a及びbに定めるところによる。ただし、当取引所が呼値の単位を引き下げる必要があると認めて特に指定したものは、当該呼値の単位を下回る呼値の単位とする。</u></p> <p>a <u>株券(次のbに掲げるものを除く。)</u></p> <p><u>1株(新株予約権証券については、新株予約権1個を、1株とする。以下同じ。)につき、当該1株の値段が、3,000円以下の場合1円、3,000円を超え5,000円以下の場合5円、5,000円を超え3万円以下の場合10円、3万円を超え5万円以下の場合50円、5万円を超え30万円以下の場合100円、30万円を超え50万円以下の場合500円、50万円を超え300万円以下の場合1,000円、300万円を超え500万円以下の場合5,000円、500万円を超え3,000万円以下の場合1万円、3,000万円を超え5,000万円以下の場合5万円、5,000万円を超える場合は10万円とする。</u></p> <p>b <u>TOPIX100(株式会社東京証券取引所の上場株券のうち市場第一部銘柄の中から同取引所が選定した100銘柄を対象とする時価総額方式の株価指数であって、同取引所が算出するものをいう。)を構成する株券で当取引所に上場する株券(発行日取引を除く。)</u></p> <p><u>1株につき、当該1株の値段が、1万円以下の場合1円、1万円を超え5万円以下の場合5円、5万円を超え10万円以下の場合10円、10万</u></p>	<p>(呼値)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 呼値の単位は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株券(投資信託受益証券、外国投資信託受益証券及び外国投資証券を除く。)は、<u>1株(新株予約権証券については、新株予約権1個を、1株とする。以下同じ。)</u>につき、当該1株の値段が、3,000円以下の場合1円、3,000円を超え5,000円以下の場合5円、5,000円を超え3万円以下の場合10円、3万円を超え5万円以下の場合50円、5万円を超え30万円以下の場合100円、30万円を超え50万円以下の場合500円、50万円を超え300万円以下の場合1,000円、300万円を超え500万円以下の場合5,000円、500万円を超え3,000万円以下の場合1万円、3,000万円を超え5,000万円以下の場合5万円、5,000万円を超える場合は10万円とする。ただし、当取引所が呼値の単位を引き下げる必要があると認めて特に指定したものは、<u>当該呼値の単位を下回る呼値の単位とする。</u></p>

<sup>1</sup> フェーズⅡ実施に係る規則改正については、「業務規程の一部改正新旧対照表(フェーズⅡ)」及び「呼値に関する規則の一部改正新旧対照表(フェーズⅡ)」をご参照ください。

円を超え50万円以下の場合は50円、50万円を超え100万円以下の場合は100円、100万円を超え500万円以下の場合は500円、500万円を超え1,000万円以下の場合は1,000円、1,000万円を超え5,000万円以下の場合は5,000円、5,000万円を超える場合は1万円とする。

(2)～(4) (略)

4～8 (略)

#### 付 則

- 1 この改正規定は、平成26年1月14日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定に従い売買を行うことが適当でないと当取引所が認める場合には、平成26年1月14日以後の当取引所が定める日から施行する。

(2)～(4) (略)

4～8 (略)

**業務規程の一部改正新旧対照表(フェーズⅡ・平成26年7月22日施行)**

新	旧
<p>(呼値)</p> <p><b>第14条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 呼値の単位は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株券(投資信託受益証券、外国投資信託受益証券及び外国投資証券を除く。)</p> <p>次のa及びbに掲げる株券の区分に従い、当該a及びbに定めるところによる。ただし、当取引所が呼値の単位を引き下げる必要があると認めて特に指定したものは、当該呼値の単位を下回る呼値の単位とする。</p> <p>a (略)</p> <p>b TOPIX100(株式会社東京証券取引所の上場株券のうち市場第一部銘柄の中から同取引所が選定した100銘柄を対象とする時価総額方式の株価指数であって、同取引所が算出するものをいう。)を構成する株券で当取引所に上場する株券(発行日取引及び売買単位当たりの価格が円位未満の端数を<u>含む価格となるものを除く。</u>)</p> <p>1株につき、当該1株の値段が、<u>1,000円以下</u>の場合は<u>10銭</u>、<u>1,000円を超え5,000円以下</u>の場合は<u>50銭</u>、<u>5,000円を超え1万円以下</u>の場合は<u>1円</u>、1万円を超え5万円以下の場合は5円、5万円を超え10万円以下の場合は10円、10万円を超え50万円以下の場合は50円、50万円を超え100万円以下の場合は100円、100万円を超え500万円以下の場合は500円、500万円を超え1,000万円以下の場合は1,000円、1,000万円を超え5,000万円以下の場合は5,000円、5,000万円を超える場合は1万円とする。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>4～8 (略)</p> <p align="center">付 則</p> <p>1 この改正規定は、平成26年7月22日から施行する。</p>	<p>(呼値)</p> <p><b>第14条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 呼値の単位は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株券(投資信託受益証券、外国投資信託受益証券及び外国投資証券を除く。)</p> <p>次のa及びbに掲げる株券の区分に従い、当該a及びbに定めるところによる。ただし、当取引所が呼値の単位を引き下げる必要があると認めて特に指定したものは、当該呼値の単位を下回る呼値の単位とする。</p> <p>a (略)</p> <p>b TOPIX100(株式会社東京証券取引所の上場株券のうち市場第一部銘柄の中から同取引所が選定した100銘柄を対象とする時価総額方式の株価指数であって、同取引所が算出するものをいう。)を構成する株券で当取引所に上場する株券(発行日取引を除く。)</p> <p>1株につき、当該1株の値段が、<u>1万円以下</u>の場合は<u>1円</u>、1万円を超え5万円以下の場合は5円、5万円を超え10万円以下の場合は10円、10万円を超え50万円以下の場合は50円、50万円を超え100万円以下の場合は100円、100万円を超え500万円以下の場合は500円、500万円を超え1,000万円以下の場合は1,000円、1,000万円を超え5,000万円以下の場合は5,000円、5,000万円を超える場合は1万円とする。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>4～8 (略)</p>

2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定に従い売買を行うことが適当でないと当取引所が認める場合には、平成26年7月22日以後の当取引所が定める日から施行する。

呼値に関する規則の一部改正新旧対照表（フェーズⅡ・平成26年7月22日施行）

新	旧
<p><u>（株券の呼値の制限）</u></p> <p><u>第4条の2</u> 取引参加者は、株券について、1円未満の  <u>値段による呼値を行ってはならない。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、平成26年7月22日から施行する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定に従い売買を行うことが適当でないと当取引所が認める場合には、平成26年7月22日以後の当取引所が定める日から施行する。</p>	<p>(新設)</p>